

<p>件 名</p>	<p>4 陳情第 17 号 瑞穂町の行政界の中に、町の条例等が適用されない区域及び空域等、治外法権の対象はあるかについて明らかにすることを求める陳情</p>
<p>【趣 旨】</p> <p>瑞穂町の行政界の中に、町の条例等が適用されない区域及び空域等、すなわち治外法権の対象はあるか。</p> <p>2 あれば、その区域及び面積並びに地図等。</p> <p>【原 因】</p> <p>1 瑞穂町は、米軍横田基地に隣接している。</p> <p>2 基地のフェンスには「WARNINGU」と書かれた看板が掲示されている。</p> <p>【理 由】</p> <p>瑞穂町は、米軍横田基地に隣接しており、事故や災害等の危機管理について対応策を明らかにしておく必要がある。</p> <p>(注) 治外法権(ちがいほうけん、英: Extraterritoriality :エクストラテリトリーアリティ)とは、外交官や領事裁判権が認められた国家の国民について、本国の法制が及び、在留国の法制が(立法管轄権を含めて)一切及ばないことをいう。</p>	

※原文のまま掲載しています。